

公益社団法人日本理学療法士協会 後援名義申請許可基準

1. 基本方針

公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）は、理学療法やリハビリテーションの発展と普及等により、国民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする事業に対し、後援名義の使用を許可する。

後援名義とは

主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、それを本会として応援すること。
物品の貸出等、具体的に目に見える支援は行わず、名義使用の承認に限る。

2. 対象事業

対象となる事業の種類は次の①～④とし、要件ア～カを全て満たす事業とする。

- ① 学術大会、講演会、セミナー、イベント、シンポジウム
- ② 理学療法士の教育・研修に関連するイベント
- ③ 公益性の高い活動や啓発活動
- ④ その他、本会が適切とみとめる事業

《要 件》

- ア 理学療法ならびにリハビリテーションの発展と普及等に積極的に寄与すること
- イ 開催するための計画・予算が作成されており、かつ、事業の運営方法が公正であること
- ウ 原則として、日本国内で行われるものであり、かつ、その規模が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであり、一部特定地域に限られたものではないこと
- エ 主催者が事業を開催するための事務組織を有すること
- オ 営利を主たる目的としていないこと
- カ 後援名義の使用を許可すべきでない特段の事情がないこと

3. 申請資格

「2. 対象事業」を主催する団体であり、国民の医療・保健・福祉の増進に寄与する活動を行っていること

4. 申請手続き

① 申請書の提出

申請者は所定の申請書または同内容の依頼文書に必要事項を記入し、必要書類を添えて本会へ提出すること。なお、提出先は「9. 担当部署」に記載の宛先とし、申請書類はメールでの提出も可能とする。

② 審査

本会にて申請内容を審査し、適否を判断する。

※審査期間：15 日間（土日祝除く）程度

③ 許可通知

審査の結果を書面にて通知する。

なお、通知方法は郵送またはメールとする。

5. 使用条件

① 使用期間：許可された期間内のみ使用可能とすること

② 使用方法：正式名称「公益社団法人日本理学療法士協会」で記載すること

③ 報告義務：事業終了後、速やかに実施報告書を郵送またはメールで本会に提出すること

6. 取消条件

後援名義の使用許可が以下の条件に該当する場合は、取り消しを行うことがある。

① 申請内容に虚偽があった場合

② 許可された使用条件に違反した場合

③ 事業が中止された場合

④ その他、本会が名義の使用を不適切と判断した場合

7. 申請時に必要な書類

① 申請書または同内容の依頼文書

② 行事等に関する資料（事業計画書、予算書、実施要領等）

③ 主催者に関する資料（定款または会則等ならびに役員名簿）

④ その他参考となる資料

8. 実施報告

事業開催期間満了後、郵送またはメールで「9. 担当部署」へ速やかに報告すること。

報告書の様式は任意とする。実施報告がない場合、今後、同主催者が扱う事業に対し、後援名義の使用許可申請がなされたとしても、許可しないことがある。

9. 担当部署

公益社団法人日本理学療法士協会

事務局管理部総務課 後援名義担当宛

住 所：〒106-0032 東京都港区六本木 7 丁目 11 番 10 号

電 話：03-6804-1421

メール：general@japanpt.or.jp